

令和 7 年度

**「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」
実施状況報告書**

令和 8 年 9 月

佐 賀 県

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）第9条の規定に基づき、令和7年度における「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の施策の実施状況について報告します。

令和8年9月2日

佐賀県知事 山口 祥義

〈目次〉

I	「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	基本理念.....	1
4	関係者の責務と役割.....	2
5	計画の推進と進行管理.....	2
II	施策の実施状況	3
1	生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保.....	3
	生産段階での食品の安全性の確保	
	（1）安全・安心な農産物の生産、供給.....	3
	①農薬・化学肥料の適正使用の徹底	
	②農業生産工程管理（GAP）の取組の推進	
	（2）安全・安心な畜産物の生産、供給.....	7
	①動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底	
	②家畜伝染病対策の実施	
	（3）安全・安心な水産物の生産、供給.....	9
	①水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進	
	②貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施	
	（4）トレーサビリティ制度の取組の推進.....	11
	①牛トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
	②米トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
	（5）環境への配慮.....	13
	①環境保全型農業の推進	
	②養殖漁場における環境保全の推進	
	製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保	
	（6）食品関連事業者等における自主管理の推進.....	15
	（7）食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備.....	16
	（8）食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進.....	18
	消費段階での食品の安全性の確保	
	（9）食品による健康被害情報の収集と迅速な対応.....	19

2	食品等に対する県民の信頼の確保	20
	(1) 適正な食品表示の推進	20
	①食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進	
	②監視・指導、検査体制の整備	
	(2) 原産地に関する情報提供の充実	23
	(3) 自主回収の報告制度	24
	(4) 食の安全・安心に関する情報の発信と共有	26
	①情報の収集と提供	
	②リスクコミュニケーションの推進	
	③信頼される農産物づくりに向けた生産者への普及啓発	
	④食の安全・安心の確保を担う人材の育成	
	(5) 食育の推進を通じた取組	29
	(6) 地産地消の推進を通じた取組	30
3	食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	32
	(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備	32
	(2) 県民意見の反映	32
	①県民からの施策の提案制度	
	②佐賀県食品安全推進会議の設置・運営	
	(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携	33
Ⅲ	指標及び参考指標の状況	34

I 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要

1 計画策定の趣旨

佐賀県では、平成26年（2014年）3月、消費者が安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的に「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（以下、条例という。）」を制定しました。

条例に基づき、当県の食の安全・安心の確保に関する基本的な方針や施策を、総合的かつ計画的に推進するために平成27年度（2015年度）に「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」、令和元年度（2019年度）に「第2次佐賀県食の安全・安心推進基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、計画に沿った取組を行ってきました。

前計画期間中（令和元年度（2019年度）～4年度（2022年度））では、食品衛生法においてHACCPが義務化（令和3年（2021年）6月施行）され、原則全ての食品等事業者においてHACCPによる衛生管理を導入することで、食品の安全性の向上を目指してきました。

また、同法及び食品表示法の改正により、食品等のリコール情報の届出が義務化（令和3年（2021年）6月施行）されるなど安全・安心の確保に向けた取組の変化に対応してきました。

こうした中で、当県においても、現在の基本計画を進めていく中で得られた成果や課題を踏まえ、また、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、「第3次佐賀県食の安全・安心推進基本計画」（令和5年度（2023年度）～8年度（2026年度））を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第8条に基づき、当県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。なお、この計画は持続的な農林水産業の推進を図るなど、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

3 基本理念

食の安全・安心の確保のための基本理念は以下のとおりです。（条例第3条）

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 2 科学的知見に基づいて、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと
- 4 生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること
- 5 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの相互理解を深め、連携協力を図ること

4 関係者の責務と役割

関係者が果たす責務と役割は以下のとおりです。（条例第4条～第6条）

（1）県の責務

県は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する。

（2）生産者及び食品関連事業者の責務

- 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に行う。
- その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う。
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努める。

（3）県民の役割

- 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努め、県や生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす。
- 自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努める。

5 計画の推進と進行管理

- （1）全庁的な取組の推進を目的として設置した「食の安全安心庁内連絡会議（平成14年度（2002年度）設置）」が関連施策の企画及び総合調整並びに進行管理を行い、基本計画の実施を推進します。
- （2）施策の実施状況については、条例第9条に基づき、毎年度県議会及び佐賀県食品安全推進会議に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（抜粋）

（年次報告）

第9条 知事は、毎年度、議会に対し、基本計画に基づく施策の実施状況を報告するとともに、これを公表するものとする。

Ⅱ 施策の実施状況 （【 】内は令和7年度における本庁所管課名）

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保

生産段階での食品の安全性の確保

（１）安全・安心な農産物の生産、供給

【農業経営課、園芸農産課、林業課】

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の適正使用を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP※）の取組を推進します。

【令和7年度の実施状況】

① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底

- ・農薬取締法に基づき、農薬販売者等への立入調査を実施し、農薬の保管・適正販売及び適正使用の指導を行いました。（農業経営課）

令和7年度実績 立入検査件数 40件（販売業者40件）

- ・肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録、届出等の審査を実施し、適正な肥料生産、販売がなされるよう指導しました。（農業経営課）

令和7年度実績

普通肥料（新規登録・更新）	3業者	6件
指定混合肥料生産業者（届出）	9業者	54件
特殊肥料生産業（届出）	41業者	41件
販売業（届出）	39業者	39件

- ・「こねぎ」や「こまつな」など出荷前の農産物9品目、15件について農薬300成分の有無を調べ、適用外農薬が0件検出されました。（農業経営課）

令和7年度農薬適正使用分析

項 目	実施状況	備 考
対 象 作 物	キャベツ、こねぎ、こまつな、しゅんぎく、チンゲンサイ、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス、ねぎ	適用外農薬検出 0件
分 析 件 数	15件	

- ・農産物の生産段階における安全性を確保するため、農薬や化学肥料が適正に使用されるよう、市町や農業団体等と一体となって、農薬の危害防止に関するポスターや直売所に出荷する農家向けの農薬適正使用ステッカーを配布するなど、その取扱いに対する正しい知識の普及・啓発に努めました。（農業経営課）



<農薬危害防止ポスター>



<農薬適正使用啓発ステッカー>

- ・市町、農協等の指導者や直売所に出荷している生産者等を対象に、研修会を開催し、農薬や肥料の適正使用の徹底を図りました。(農業経営課)

令和7年度実績 農薬適正使用研修会等 4回開催 参加者数 228人



<農薬適正使用研修会の様子>

- ・しいたけ生産者で組織している「佐賀県原木しいたけ栽培研究会」を対象に、現地の巡回指導等を実施し、生産過程における菌種に合わせたほだ木づくり及び栽培管理等の指導を行いました。(林業課)

令和7年度実績 巡回指導等 17回開催 参加者数 88人



<巡回指導におけるほだ木づくりの指導>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費	1, 5 8 3	農薬による危害を防止するための正しい知識の普及・啓発、残留農薬分析調査の実施などの農薬適正使用の徹底
肥料・廃ビニール・農業機械等適正指導推進費	4 1 8	肥料の品質保全と適正取引を確保するための検査及び登録等の実施

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
農薬指導士を保有している農薬販売事業所・指導機関の割合	令和6年度	4 0 %
	令和7年度	4 1 %

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数	令和6年度	1 5 6 人
	令和7年度	2 2 8 人

② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進

- ・農業団体等関係機関と一体となり、各地区での施設野菜などの研修会等やコンサルタントを活用した研修、GAPの普及啓発を行いました。（農業経営課、関係各課）

令和7年度実績 研修会等 82回開催 参加者数 2, 825人

- ・米・麦・大豆の生産研修大会において、農業団体などと一体となって、GAPに取り組む共同乾燥調製施設の拡大を図るための啓発を行いました。（園芸農産課）

令和7年度実績 研修会等 3回開催 参加者数 のべ約950人

- ・佐賀県GAP推進大会を開催し、農業団体などと一体となってGAP取組の必要性や意義について理解を深めました。（農業経営課）

令和7年度実績 佐賀県GAP推進大会 1回開催 参加者数 110人

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
GAP普及啓発推進事業費	3, 4 5 3	農業生産工程におけるリスク管理を総合的・体系的に行うGAPの推進及びGAPの認証取得に対する支援

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
G A Pに取り組む産地の割合	令和6年度	58.8%
	令和7年度	51.1%

※GAP

農業生産工程管理（GAP: Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産・供給するため、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の適正使用とその使用履歴の記帳や、家畜伝染病対策を推進します。

【令和7年度の実施状況】

① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、各家畜保健衛生所の職員を「薬事監視員」として配置し、動物用医薬品販売業者や畜産農家等に対して立入調査を実施し、動物用医薬品の保管や適正販売、適正使用を指導しました。

令和7年度実績 農家等への立入調査戸数 981戸

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、農業団体等と連携し立入調査を実施し、飼料及び飼料添加物使用履歴の記帳の徹底を指導するとともに、県ホームページにおいて広く情報提供を行いました（平成30年度～）。

令和7年度実績 飼料安全性立入検査件数 90件

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
一般衛生指導事業	1,711	動物用医薬品販売業者の調査・指導、 獣医師の調査・指導
飼料生産流通対策事業	149	飼料製造業・販売者の調査・指導、畜 産農家の調査・指導

② 家畜伝染病対策の実施

- ・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守し、防疫対策が徹底されるよう指導を一層強化するとともに、防疫資材の備蓄等、防疫体制の整備に努めました。

- ・高病原性鳥インフルエンザについては、ウイルスの有無を確認するためのサーベイランス等を実施し発生予防に努めました。

令和7年度実績 サーベイランス検査件数 68件

- ・豚熱については、令和5年9月から県内全戸でワクチンの接種を開始しています。令和7年度も適切にワクチンが接種されているか免疫付与状況調査を実施し、発生予防に努めました。

令和7年度実績 免疫付与状況調査件数 27件

- ・家畜伝染病の発生予防のための立入調査や病性鑑定などを行い、生産段階での安全・安心な畜産物の生産に努めました。

令和7年度実績 発生予防のための立入調査戸数 891戸
病性鑑定件数 260件

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
衛生対策推進事業	13,669	飼養衛生管理の改善・向上の指導、危機管理体制の整備
家畜防疫対策事業	34,600	・ 家畜伝染病発生予防のための各種検査等の実施、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた防疫体制の整備 ・ 家畜伝染病及び家畜伝染性疾患の早期発見診断 ・ 死亡牛に係るBSE検査

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
畜産農家への立入状況	令和6年度	1,333戸
	令和7年度	891戸
飼料安全性立入検査実施件数	令和6年度	111件
	令和7年度	90件

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な水産物を生産・供給することは生産者の責務であり、これまで実施してきた養殖魚介類を対象とした医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳を推進します。

また、貝毒については、原因プランクトンの発生状況や貝類の毒化状況についての調査を実施し、必要に応じて関係漁協に出荷自主規制措置を要請する等、貝毒による食中毒の防止に努めます。

【令和7年度の実施状況】

① 水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進

- ・魚介類養殖業者、関係漁協職員を対象に、講習会や現地指導を実施し、水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴を記録した養殖日誌の記帳を推進しました。
- ・漁協が回収した養殖日誌をチェックし、記帳方法及び保管を個別指導しました。

令和7年度実績

水産用医薬品適正使用指導等会議 2回開催
 養殖衛生指導等を実施した経営体数 30経営体



< 現地指導の様子 >

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
養殖衛生管理体制整備事業 (玄海水産振興センター)	1, 4 2 9	総合推進会議の開催等、養殖衛生管理指導、養殖現場情報の監視、疾病対策、新規魚病に対する検査体制の構築
内水面漁業振興対策事業 (有明水産振興センター)	1 0 4	養殖防疫管理指導、特定疾病等監視対策 (KHV対策)、防疫対策会議開催

【参考指標の状況】

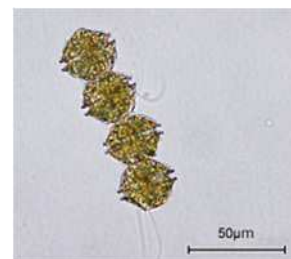
項 目	年 度	実 績
養殖衛生管理指導を実施した経営体数	令和6年度	31経営体
	令和7年度	30経営体

② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施

- ・佐賀県貝毒対策実施要領に基づき、玄海、有明海において貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、二枚貝の毒化状況を調査したことで、毒化した二枚貝の流通防止を図りました。

令和7年度実績

貝毒発生監視調査の総実施数 104検体



<貝毒原因プランクトンの一例>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・玄海水産振興センター)	757	貝毒原因プランクトン調査、貝毒定期調査
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・有明水産振興センター)	43	

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
貝毒発生監視調査を実施した検体数	令和6年度	95検体
	令和7年度	104検体

取組方向

牛肉や米について、各トレーサビリティ法（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」）に基づく制度の適切な運用のための支援・指導を実施します。

【令和7年度の実施状況】

① 牛トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導（畜産課）

- ・牛個体識別番号を表示した耳標（牛個体識別耳標）は、牛の飼養者が所属する取扱団体ごとに管理されており、取扱団体間で耳標を異動させる場合に管理替えの手続きを行いました。

令和7年度実績 牛個体識別耳標の管理換え件数 6件

- ・家畜保健衛生所などが牛飼養農家巡回時に、生産段階における牛個体識別耳標の装着や出生、異動報告を適切に実施するための指導を行いました。（随時）



＜個体識別耳標を装着した牛＞
（農林水産省のパンフレットより）



＜個体識別耳標＞
（家畜改良事業団のHPより）

※牛トレーサビリティ制度

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、牛が生まれた時から精肉として消費者の元に届くまでの経過を追跡できるよう牛トレーサビリティ制度が運用されており、国内で飼養されている全ての牛は、それぞれ固有の個体識別番号が付けられ、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

② 米トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導 （流通・貿易課）

- ・米トレーサビリティ制度の周知を図るため、米穀事業者（生産者、小売業者、外食事業者など）に対して概要パンフレットの配布を随時行いました。

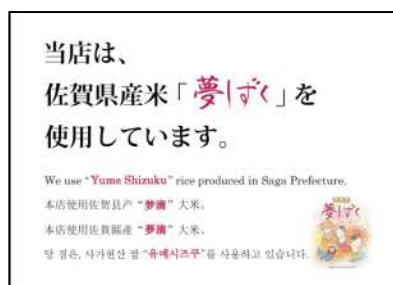
- ・米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）に基づき、巡回立入検査を行いました。

令和7年度実績 立入検査件数 16件

- ・外食産業における一般消費者への産地情報の伝達が適切に行われるよう、産地情報を伝達するためのPOPを作成し、米飯を提供している県内の飲食店等へ随時配布しました。



<制度概要パンフレット>



<県が配布する産地情報伝達POP>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
米穀等適正流通推進事業	1, 858	米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法の適正運用のため、県内事業者を対象に巡回立入検査や普及啓発の実施

※米トレーサビリティ制度

米及び米を主原料とする加工食品について、生産から消費者へ販売されるまでの各段階を通じて履歴追跡を可能にすること等を目的に、平成21年4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、米及び一定の米加工食品を取り扱う事業者に対し、取引等の記録を作成・保存するとともに、米又は原料米の産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

取組方向

農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、化学合成農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進や、養殖漁場の環境保全に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を図ります。

【令和7年度の実施状況】

① 環境保全型農業の推進

- ・現地研修会（有機農業塾：令和7年9月、令和8年2月）を開催し、環境保全型農業の取組拡大を推進しました。（農業経営課）
- ・米や野菜などの有機JAS認定に対する支援を行い、有機農業の取組を推進しました。（農業経営課）



＜令和7年有機農業塾 開催状況＞

- ・農家が経営と環境保全農業を両立できるように、堆肥の低コスト施肥体系マニュアルや産地戦略※をホームページで公表し、堆肥の施用方法や時期をわかりやすく耕種農家に向けて発信することで、堆肥の利活用を推進しました。（農業経営課）

※産地戦略・・・堆肥を積極的に活用してもらうために米麦大豆、タマネギ、カンキツにおいて、堆肥の施用時期や化学肥料の低減目標等を示したもの。

- ・家畜排せつ物由来の良質堆肥を積極的に使い続けられる仕組みづくりに向けた堆肥コンクールについては、今年度から出品部門を堆肥センターなどにも対象を広げて実施しました。また、応募いただいた良質堆肥の供給条件等については、県のホームページや耕×畜なび※に掲載し、耕種農家等とのマッチングに向けて広く周知を行いました。（畜産課）

- ・家畜排せつ物由来の堆肥利活用をさらに推進するため、耕種農家が利用しやすいペレット堆肥を製造委託に向けた産業廃棄物業者との意見交換や視察を行いました。（畜産課）

※耕×畜なび…登録された全国各地の堆肥情報が閲覧可能。
主にJA等が所有するたい肥センターが登録されており、令和7年度全国に先駆けて、佐賀県内の畜産農家等製造者の登録を開始



＜令和7年堆肥コンクール表彰式の様子＞

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
有機農業等環境保全向上対策事業	18,297	環境保全型農業の取組を行う農業者や有機JASの認定者に対する支援など

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
GAPに取り組む産地の割合（再掲）	令和6年度	58.8%
	令和7年度	51.1%

② 養殖漁場における環境保全の推進（水産課）

- ・定期的に養殖漁場環境調査を行い、漁場環境のモニタリングを行うとともに、関係機関に情報を提供することで、養殖漁場環境の保全と養殖漁家の安定生産を図りました。また、持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁協が作成する漁場改善計画の指導を行いました。

令和7年度実績 漁場改善計画の参加者数 563人



<環境調査の様子>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
玄海漁場環境保全調査 (玄海水産振興センター)	1,841	水質及び底質・底生生物調査、藻場調査
ノリ養殖環境モニタリング調査 (有明水産振興センター)	435	水質及び底質調査

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
漁場改善計画の参加者数	令和6年度	595人
	令和7年度	563人

製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保

(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進

【生活衛生課】

取組方向

食品関連事業者は、食品衛生の確保及び向上を重要な責務として認識し、自主的な衛生管理の徹底を進めていくことが重要です。また、平成30年に食品衛生法が改正され、HACCP※に沿った衛生管理が制度化されています。県は、それらの取組が適切に行われるよう助言や指導を行っていきます。

【令和7年度の実施状況】

- ・食品関連事業者などを対象に、HACCP※に沿った衛生管理等について、図表などを用いた分かりやすい講習会を実施しました。

令和7年度実績 講習会 111回開催 参加者数 11,480人

- ・食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成に努めています。

令和7年度実績

食品衛生指導員養成講習会へ講師としての参加 1回

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業	700	食品衛生関係営業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進

【指標の状況】

項目	年度	実績
食品衛生関係講習会等受講者数	令和6年度	11,627人
	令和7年度	11,480人

【参考指標の状況】

項目	年度	実績
食品衛生指導員数	令和6年度	327人
	令和7年度	308人

※HACCP

食品の安全を確保するための衛生管理手法の一つで、原料から最終製品までの工程において重要な管理点を特定し、それを継続的に監視することによって、製品の安全性を保証する衛生管理手法です。

(7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備

【生活衛生課】

取組方向

食の安全確保をより一層推進するため、毎年度「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設の監視指導や抜き取り検査による流通する違反食品の排除などを計画的に実施していきます。

【令和7年度の実施状況】

- ・近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）や食品検査の対象食品や検査項目などを「令和7年度佐賀県食品衛生監視指導計画」として策定し、計画に基づいた効果的かつ効率的な監視・指導及び食品検査を実施しました。

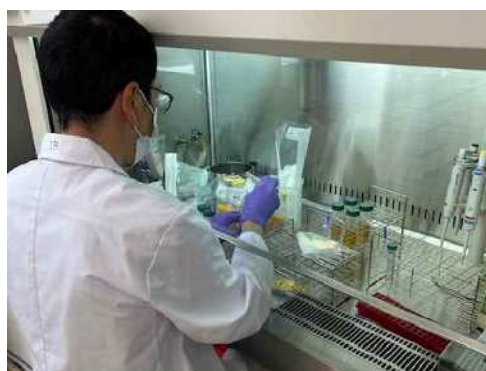
令和7年度実績 食品営業施設の監視指導件数 8, 4 9 1 件
食品検査検体数 1, 0 6 4 検体



＜祭り会場での監視指導の様子＞



＜調理従事者へのリスクコミュニケーションの様子＞



＜食品の細菌検査の様子＞



＜と畜検査の様子（牛）＞

飲食店・販売店・調理施設・給食施設などで生鮮魚介類を扱う皆さまへ

魚介類に寄生したアニサキスによる食中毒が多く発生しています

アニサキスによる食中毒を予防しましょう

アニサキスの特徴

- サバ、アジ、サンマ、カサゴ、イワシ、サケ、ヒラメ、マサリ、イカなど高温で加熱する魚介類
- 2～3cmで、白色の糸状虫に似た虫

食中毒の症状

生の魚介類を食べた後、1時間から数日で症状が出現
腹部（アザミ）に虫
12時間以内に、激しいみぞおちの痛み、嘔吐、下痢、発熱、血性便などがある
※数時間以内に、激しい下痢の痛み。

生食用は鮮度を徹底！ 目視で確認！

- より新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。
- アニサキス感染を予防している魚が売出し、鮮度が経過すると、内臓から筋肉に移動することが知られており、内臓を取り除いた魚を調理する場合は、速やかに内臓を取り除きましょう。
- 魚の内臓を生で提供しない。
- 目視で確認して、アニサキス幼虫を確認する。

中心部までの冷凍・加熱が有効！

一般的な料理で使う食肉での処理、塩漬け、しょうゆやわさびでは、アニサキス幼虫は死滅しません。

❖ 冷凍する。(－20℃で24時間以上)

❖ 加熱する。(70℃以上、または60℃で5分)

※冷凍・加熱によるアニサキス死滅の確率は、約90%です。

冬は特にご注意ください！

ノロウイルスによる食中毒

食中毒は夏だけではなく、ウイルスによる食中毒が冬に多発しています!!!

データでみる

ノロウイルスによる食中毒は、

- ◆感染数で第1位
- ◆冬場に多い
- ◆大規模な食中毒になりやすい

ノロウイルス 37.7人

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の健康管理

- ◎症状から感染しないように、患部を必ず手洗いや消毒に注意する。
- ◎症状があるときは、食肉を調理するのを控える。
- ◎調理器具や調理環境の消毒を徹底し、調理器具に付着したウイルスを除去する。

手洗い

- ◎流水で30秒以上洗う。
- ◎アルコール消毒も有効。
- ◎手洗いの後は、必ず手を拭く。

消毒

- ◎調理器具を十分に消毒し、乾燥させる。
- ◎食肉を調理する際は、必ず加熱し、中心部まで75℃以上で加熱する。

《重要なお知らせ》

生・半生・加熱不足の鶏肉料理によるカンピロバクター食中毒が多発しています!!

❗「新鮮だから安全」ではありません!

鶏肉

カンピロバクターって?

特徴: ノロウイルスやインフルエンザなどの菌と違い、肉に付着し、食中毒の原因となる食中毒を発生させ、熱に強い。

食中毒の症状: 嘔吐、下痢、発熱、腹痛

対策: 十分に加熱(中心が白く戻るまで)を心がけ、調理後は手を洗う。

生肉からカンピロバクターが検出されています! 20%～100%

楽しい外食をするために、よく加熱された鶏肉料理を選んで楽しい食事にしましょう!

鶏肉は食生活に欠かせない食材です! おいしく安全に食べましょう。

＜監視指導に活用したチラシの例＞

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業（再掲）	700	食品衛生関係事業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進
食肉衛生検査所運営事業	26,821	と畜検査及び食鳥検査
牛海綿状脳症検査事業	689	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

【参考指標の状況】

項目	年度	実績
食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	令和6年度	1,048検体
	令和7年度	1,064検体
食品衛生監視員数	令和6年度	75人
	令和7年度	74人

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組んでいきます。

また、その成果に基づき、食品関連事業者へ適切な助言指導を行っていきます。

【令和7年度の実施状況】

- ・食中毒等の食品等に起因する健康被害の発生又は被害の拡大を防止するため、最新の科学技術に基づいた迅速かつ高度な分析結果を提供するための調査研究や食品等による健康被害事例や違反食品の発生事例等について、その原因究明や再発防止策についての調査・研究を実施し、食品関連事業者への技術的支援を行いました。
- ・食肉の安全性を確保するため、動物由来感染症に関する調査研究、と畜検査結果の農場へのフィードバックによる疾病発生の未然防止等につながるよう、情報提供を行いました。

令和7年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 299件

食中毒関係検査件数 126件

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食肉衛生検査所運営事業（再掲）	26,821	と畜検査及び食鳥検査
牛海綿状脳症検査事業（再掲）	689	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

消費段階での食品の安全性の確保

(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

【生活衛生課】

取組方向

食品を原因とした健康被害の発生やそれらに関する情報を入手した場合には、迅速に必要な調査を行い、被害の拡大を防止するために必要な措置を行っていきます。

【令和7年度の実施状況】

- ・食品による健康被害の発生などの情報を得た際には、速やかに調査を行い、その原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう、食品関係事業者等へ指導を行いました。

令和7年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 299件（再掲）

食中毒の発生件数 3件

食中毒関係検査件数 126件（再掲）

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
保健福祉事務所における食品に関する 相談・苦情件数	令和6年度	297件
	令和7年度	299件
食中毒の発生件数	令和6年度	10件
	令和7年度	3件

2 食品等に対する県民の信頼の確保

(1) 適正な食品表示の推進 【生活衛生課、くらしの安全安心課、健康福祉政策課、薬務課】

取組方向

食品表示は消費者が商品購入の判断材料とする重要な情報です。

食品事業者による食品の偽装表示や不適正な表示が後を絶たない要因として、食品事業者として自らが食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることへの認識の欠如や食品表示制度に対する認識不足、事業所内のチェック体制の不備などがあります。

このため、平成 17 年度（2005 年度）に県独自の「佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（以下「表示責任者設置要領」という。）を策定しました。これにより、食品製造事業者等の自主的な活動を促進するとともに、消費者庁や農林水産省九州農政局等の関係機関と連携して監視・指導を強化し、県内での製造・加工販売される食品の適正な表示の普及を図っていきます。

国の動き

- ・食品衛生法、JAS 法、健康増進法の各法でそれぞれ規定されていた食品表示制度は、各法で規定する目的が異なることから、内容が複雑（JAS 法では表示が不要であるが食品衛生法では必要など）となっていたため、食品関連事業者、消費者の双方にとって分かりにくいものとなっていました。
- ・このため、消費者庁において、食品関連事業者、消費者双方にとって分かりやすく、整合性の取れた表示基準を包含した新しい法律の制定が検討され、平成 25 年 6 月に、この 3 つの法律の食品表示制度に係る箇所を一元化した「食品表示法」が制定され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

【令和 7 年度の実施状況】

① 食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進（生活衛生課）

- ・食品関連事業者に対する監視・指導や普及啓発を行うために、農産物直売所等を対象とした合同調査、食品表示 110 番情報など被疑情報に基づく立入調査などに取り組みました。

令和 7 年度実績	農産物直売所等合同調査数	16 件
	食品表示 110 番の受付件数	7 件

- ・食品関連事業者による自主的な意識向上を促進するために設けた「表示責任者設置要領」に基づき、登録された食品関連事業者の食品表示責任者に対し、食品表示に関する情報提供を行いました。

令和 7 年度実績	食品情報誌（ニュースレター）の発行回数	1 回
-----------	---------------------	-----

- ・食品表示 110 番に情報が寄せられた情報のうち、偽装表示等の違反が確認された場合には、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、食品関連事業者が直ちに改善方策を講じている場合を除き、指示・公表を行っています。

令和 7 年度実績 改善指示・公表件数 0 件

- ・食品表示に関して食品関連事業者から相談を受けたときは、法的根拠を示しながら、適正な表示となるように回答しました。

令和 7 年度実績 食品表示相談の受付件数 32 件

- ・食品関連事業者による食品表示の適正化に向けて、食品表示責任者の登録を一層促進し、食品関連事業者に対する支援を継続しました。

令和 7 年度実績 食品表示責任者登録者数 550 件

- ・登録された食品関連事業者に対してニュースレターを発行しました。

令和 7 年度の実績

ニュースレターの発行回数 1 回（再掲）



- ・県民に対しても食品表示制度について県ホームページなどを通じて、情報の提供に努めました。

② 監視・指導、検査体制の整備

- ・消費期限や保存方法などの表示違反事項については、「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内流通品からの違反食品の排除に努めました。（生活衛生課）

- ・消費者等からの食品表示 110 番を通して情報収集や調査に努め、九州農政局佐賀県拠点等の関係機関とも連携を図り、食品製造・加工事業者、食品販売事業者等に対する監視・指導の強化を図りました。（生活衛生課）

令和 7 年度実績 食品表示 110 番の受付件数 7 件（再掲）

- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員により、夏期や年末の一斉取締などで、県内に流通する食品の表示検査を実施するとともに、必要に応じ指導を行いました。（生活衛生課）

令和 7 年度実績 食品表示検査数 44,746 件

- ・景品表示法及び計量法に基づく相談、指導を実施しました。（くらしの安全安心課）

景品表示法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和7年度実績	11件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和7年度実績	0件

計量法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和7年度実績	1件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和7年度実績	3件

- ・栄養表示等に対する相談、指導を実施しました。（健康福祉政策課）

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和7年度実績	136件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和7年度実績	35件

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づく相談、指導を実施しました。（薬務課）

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和7年度実績	1件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和7年度実績	0件

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品表示適正化・安全対策事業	231	食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供、食品関連事業者への確認・立入調査など

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	令和6年度	24,930件
	令和7年度	44,746件
農産物直売所等における食品表示適正率	令和6年度	87.2%
	令和7年度	93.3%

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
食品表示110番の受付件数	令和6年度	6件
	令和7年度	7件

取組方向

消費者が食品を選択するとき、大切な情報の一つに食品の原産地に関する情報があり、この情報提供については、食品表示法に基づく食品表示基準で定められています。

国産生鮮食品の畜産物にあつては、国産である旨に代えて、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示できます。

また、加工食品の原料原産地表示では、国産である旨に代えて、都道府県名など詳細な産地名（水産物にあつては水域名や港名など）を表示できます。

県としては、食品表示法に基づき食品表示基準に基づく適正な原産地表示の徹底を図るための調査・指導を行うとともに、国産である旨の表示よりも、更に詳細な情報である都道府県名等で表示することを推進し、消費者に対する詳細な原産地の情報提供を図ります。

【令和7年度の実施状況】

- ・講習会や研修会の機会を捉えて、詳細な原産地の表示に努める旨の普及啓発を行いました。
 - また、立入検査を行い、原産地表示の適正化の指導・普及啓発を行いました。
- 令和7年度実績 講習会等開催数 3回

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
産地直売所等における原産地の表示 適正率	令和6年度	90.9%
	令和7年度	96.1%

対象食品の例	原産地の表示例		
	【 推奨する度合い 】		
 食肉	国産 【可】	佐賀県、宮崎県 【良】	武雄市、日向市 【優】
 緑茶	国産 【可】	佐賀県、京都府 【優】	
 たくあん	国産 【可】	佐賀県、千葉県 【良】	

可：通常の表示例

良：詳細な表示例

優：最も詳細な表示例

(3) 自主回収の報告制度

【生活衛生課】

取組方向

事業者が食品等の自主回収に着手した際、食品等による健康への被害やその拡大を防止する観点から事業者には報告を義務付け、その情報を集約して県及び国のホームページで公表することで、速やかに県民に周知するとともに、事業者の迅速な回収を支援します。

国の動き

- 令和3年6月1日から食品衛生法、食品表示法による自主回収報告制度が始まりました。法による自主回収報告は厚生労働省ホームページ(https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)で公開されます。

【令和7年度の実施状況】

- 事業者から報告を受けた自主回収情報については、速やかに事業者との連絡を取り、迅速に厚生労働省または消費者庁へ報告することにより、県民への自主回収情報の周知に努めました。

令和7年度の実績 自主回収の報告件数 15件（条例：0件 法律：15件）

【令和7年度主要事業】

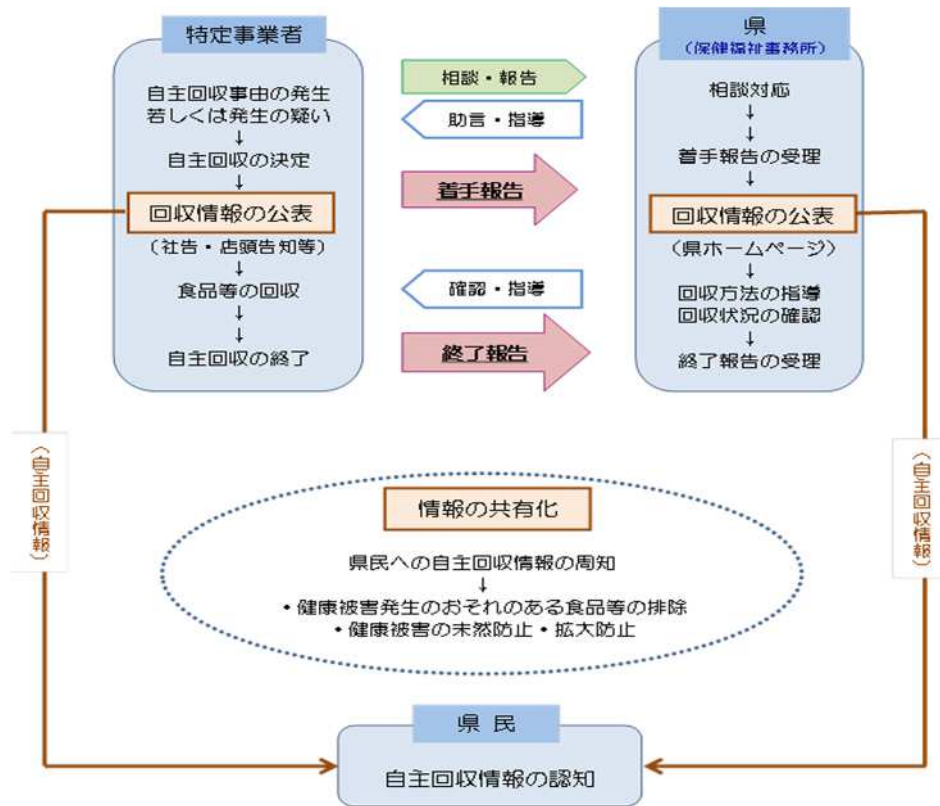
事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品表示適正化・安全対策事業（再掲）	231	食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供、食品関連事業者への確認・立入調査など

【参考指標の状況】

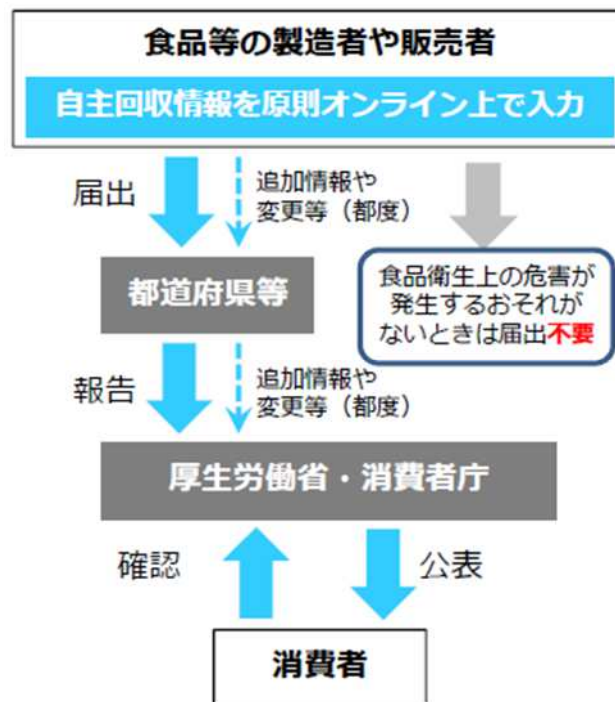
項目	年度	実績
自主回収の報告件数	令和6年度	12件
	令和7年度	15件

自主回収報告制度の概要図

県（条例）の自主回収制度の概要図



国（食品衛生法、食品表示法）の自主回収制度の概要図



（厚生労働省ホームページより）

取組方向

消費者の食の安全に関する知識と理解の促進を図るため、迅速で積極的な情報の提供に努めるとともに、県内の生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者から成る佐賀県食品安全推進会議の開催や、内閣府食品安全委員会と連携して実施するリスクコミュニケーション※の開催などを通じて、消費者との意見交換や関係者相互間の意見交換を促進します。

また、信頼される農産物づくりを推進するため農業関係者向けの知的財産権遵守に関する啓発活動等を強化します。

さらに、地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めます。

【令和7年度の実施状況】

① 情報の収集と提供（くらしの安全安心課）

- ・県ホームページ等で、農林水産物に関する情報、食中毒情報、食品衛生監視指導状況等の食品の安全・安心に関する情報提供を行うとともに食の安全・安心に関する講演会を開催しました。

令和7年度実績 食の安全・安心講演会（令和7年8月26日） 参加者数 98名

- ・食の安全・安心に関して正しい知識を知ってもらうため、リーフレットを作成し小学5年生及び中学2年生に配布しました。



<食の安全・安心リーフレット>

② リスクコミュニケーションの推進（生活衛生課）

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間における相互の立場や役割に対する認識を深めるとともに、食の安全等に関する情報共有や認識の格差解消を図るため、これ

ら関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを開催しました。

令和7年度実績

テーマ	参加者数
食中毒・食品表示について	21人
学校給食衛生管理研修会	40人
体験型民宿 衛生講習会	55人
食品衛生と食中毒について	19人
学校給食納入における異物混入・食中毒対策について	199人
家庭でできる食中毒予防	140人

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品表示適正化・安全対策事業（再掲）	231	食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供、食品関連事業者への確認・立入調査など

③ 信頼される農産物づくりに向けた生産者への普及啓発

- ・「いちごさん」や「にじゅうまる」などの県育成品種をはじめとする知的財産の保護に対する意識醸成及び種苗法に関する知識向上を目的として、知的財産を取り扱う県職員を対象とした研修会を実施しました。（農政企画課）

令和7年度実績

知的財産の保護に関する職員の理解の徹底と種苗法に関する研修会（令和7年9月）

出席者 約470名（WEB参加者含む）

- ・農業に関する知的財産権侵害の通報窓口として、農業試験研究センター内に「佐賀県品種Gメン」を設置しています。（農政企画課）

令和7年度実績 通報件数 0件

④ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成

- ・農薬に関する専門的な知識を有し、地域における農薬適正使用の指導的役割を担う者を農薬指導士として認定・更新し、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保を図りました。（農業経営課）

令和7年度実績 農薬指導士更新者数 147人

農薬指導士新規認定者数 32人

- ・食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成に努めています。(生活衛生課)

令和7年度実績 食品衛生指導員養成講習会へ講師としての参加 1回(再掲)

- ・給食施設等の管理栄養士や調理従事者などへの講習会や出前講座などを行い、各地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めました。(生活衛生課)

令和7年度実績 講習会 111回開催 参加者数 11,480人(再掲)

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費(再掲)	1,583	農薬による危害を防止するため、正しい知識の普及・啓発
食品営業許可及び監視指導取締事業(再掲)	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
農薬指導士を保有している農薬販売事業所・指導機関の割合(再掲)	令和6年度	40%
	令和7年度	41%

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
食品衛生指導員数(再掲)	令和6年度	327人
	令和7年度	308人
食品衛生監視員数(再掲)	令和6年度	75人
	令和7年度	74人

※リスクコミュニケーション

食品には一定のリスク(食材そのものに存在するリスク、製造や流通等の過程で発生するリスクなど)が存在することを前提に、生産者、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深めるために、それぞれの立場から相互に意見交換を行うこと。

(5) 食育の推進を通じた取組

【くらしの安全安心課、ほか関係課】

取組方向

食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう、「佐賀県食育・食ロス削減推進計画」に沿った食育を推進します。

【令和7年度の実施状況】

- ・「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンに取り組み、子どもや保護者に対して情報発信を行いました。特に、次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校、保育所・幼稚園等における食育の推進を図りました。(くらしの安全安心課)

令和7年度実績

佐賀県食育賞(4団体・4個人)の決定

学校等で行う食育講習会への講師派遣 11か所

家族だんらんカレンダーの作成配布

- ・県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動を通じて、地域等における食育の推進を図りました。

(くらしの安全安心課)

令和7年度実績

情報誌「生きる力」の発行(年6回)

ホームページやフェイスブックでの情報発信

食育推進交流会の開催(令和8年2月) 参加者数 112人



<家族だんらんカレンダー>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食育推進事業費	5, 235	食育ネットワークさがの活動を通じた食育推進や、学校、保育所、幼稚園等における食育の充実

【参考指標の状況】

項 目	年 度	実 績
「食育ネットワークさが」の会員数	令和6年度	282団体
	令和7年度	285団体
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔小学5年生〕	令和6年度	92.2%
	令和7年度	92.3%
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔中学2年生〕	令和6年度	92.6%
	令和7年度	93.1%
学校給食における県産農林水産物の利用割合	令和6年度	39.5%
	令和7年度	40.7%

取組方向

生産者と消費者、農産物直売所や給食等の関係者、食品関連事業者などが相互理解と連携を深めていくことで、地産地消を推進します。

【令和7年度の実施状況】

- ・佐賀の農業や農産物、農村を応援してもらう個人や団体、企業などを「さが食・農・むらサポーター」として幅広く募集・登録し、サポーターへの農業・農村の情報発信や生産者との交流事業などにより、佐賀農業・農村のファンづくりを行いました。
- ・消費者の方々に佐賀の農業・農村の魅力をPRするため「さが農村マルシェ」を開催しました。
- ・県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、農家レストラン等について、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に知ってもらうため、生産者のチャレンジや取組などを詳しく紹介する「アグリマガジン」や「さがの郷土料理」について、ホームページ「さが農村ひろば」や冊子などで情報発信を行いました。
- ・ホームページ「さが農村ひろば」による情報発信
県内の農産物直売所や農村でのイベント等の情報を検索しやすいサイトを設けて情報発信
令和7年度実績
ホームページアクセス数：317,744件
- ・Facebook「さが農村」によるリアルタイムの情報発信
令和7年度実績
投稿記事数：96件
- ・「さが食・農・むらサポーター」による情報発信やブログの更新
令和7年度実績
「さが食・農・むらサポーター」登録者数：7,859人
- ・LINE公式アカウント「さが農村」による情報発信
令和7年度実績
記事投稿数：74件
LINE公式アカウントによる登録者数：6,950人
(さが食・農・むらサポーターの内数)
- ・「さが食・農・むらサポーター」による農産物等の対面販売や農村景観写真コンテスト開催など県内農業・農村をPRする活動への支援を行いました。
令和7年度実績 支援先団体：2団体
イベントの参加者数：延べ6,100人



<アグリマガジン>

	支援団体	取組内容
1	水耕部会	プッチーナ（アイスプラント）のPR活動
2	美蓮 in しろいし	商品開発したお香のPR活動



<プッチーナのPR活動：水耕部会>



<お香のPR活動：美蓮 in しろいし>

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
さが農業・農村理解醸成事業	1,000	・さが食・農・むらサポーター運営委員会への負担金（県1/2、JA1/2） ・ホームページやメールマガジンの配信、LINE等による情報提供 ・さが食・農・むらサポーターによる交流会などのイベント開催に対する支援 ・ふるさと先生の派遣 等

【指標の状況】

項 目	年 度	実 績
さが食・農・むらサポーター登録者数（累計）	令和6年度	6,779人
	令和7年度	7,859人

3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

【生活衛生課】

取組方向

食品に起因する危害が発生した場合には、迅速に情報が伝達され、健康被害の発生及び危害の拡大を防止する適切な対応が取られるよう、危機管理体制の整備、充実を図ります。

【令和7年度の実施状況】

- ・食中毒等の健康被害が発生した場合には、「佐賀県健康危機管理基本マニュアル」や「佐賀県食中毒対策要綱」及び「佐賀県食中毒処理要領」に基づき、関係機関と密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図りました。

令和7年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 299件（再掲）

食中毒の発生件数 3件（再掲）

食中毒関係検査件数 126件（再掲）

【令和7年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	12,162	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	5,051	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止

(2) 県民意見の反映

【くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより広く県民の意見を把握し、施策への反映に努め、生産者、事業者、消費者等の連携した取り組みを進めます。

【令和7年度の実施状況】

① 県民からの施策の提案制度

- ・県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。（くらしの安全安心課）
- ・食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施しました。（生活衛生課、くらしの安全安心課）

令和7年度パブリックコメント実績

令和8年度佐賀県食品衛生監視指導計画（案）についての意見募集結果 4件

第2次佐賀県食育・食品ロス削減計画（案）についての意見募集結果 0件

② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者からなる「佐賀県食品安全推進会議」（平成15年設置）において、食品の安全性の確保及び食品表示の適正化を図るための施策に関すること、関係者相互間の情報及び意見交換、食の安全・安心の確保に関する施策の実施状況に関すること等について協議し、連携を図りました。

（くらしの安全安心課、関係各課）

令和7年度実績 佐賀県食品安全推進会議 1回開催

（3）国、地方公共団体、関係団体等との連携 【生活衛生課、くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、関係団体等との連携にも努めます。

【令和7年度の実施状況】

九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて、他県等との連携に努めました。

Ⅲ 指標及び参考指標の状況

第2章	区 分	指標及び参考指標	令和6年度	令和7年度	備 考	所 管 課
1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保	安全・安心な農産物の生産、供給	農薬指導士を保有している農薬販売事業所・指導機関の割合	40%	41%		農業経営課
		農薬適正使用研修会(指導者対象)参加者数	156人	228人		農業経営課
		GAPに取り組む産地の割合	58.8%	51.1%		農業経営課
	安全・安心な畜産物の生産、供給	畜産農家への立入状況	1,333戸	891戸		畜産課
		飼料安全立入検査実施件数	111件	90件		畜産課
	安全・安心な水産物の生産、供給	養殖衛生管理指導を実施した経営体数	31経営体	30経営体		水産課
		貝毒発生監視調査を実施した検体数	95検体	104検体		水産課
	環境への配慮	GAPに取り組む産地の割合(再掲)	58.8%	51.1%		農業経営課
		漁場改善計画の参加者数	595人	563人		水産課
	食品関連事業者等における自主管理の推進	食品衛生関係講習会等受講者数	11,627人	11,480人		生活衛生課
		食品衛生指導員数	327人	308人		生活衛生課
	食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	1,048検体	1,064検体		生活衛生課
		食品衛生監視員数	75人	74人		生活衛生課
	食品による健康被害情報の収集と迅速な対応	保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数	297件	299件		生活衛生課
		食中毒の発生件数	10件	3件		生活衛生課
2 食品等に対する県民の信頼の確保	適正な食品表示の推進	食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	24,930件	44,746件		生活衛生課
		農産物直売所等における食品表示適正率	87.2%	93.3%		生活衛生課
		食品表示110番の受付件数	6件	7件		生活衛生課
	原産地に関する情報提供の充実	産地直売所等における原産地の表示適正率	90.9%	96.1%		生活衛生課
	自主回収の報告制度	自主回収の報告件数	12件	15件		生活衛生課

第2章	区 分	指標及び参考指標	令和6年度	令和7年度	備 考	所 管 課
2 食品等 に対する県 民の信頼の 確保	食の安全・安心に 関する情報の発 信と共有	農薬指導士を保有してい る農薬販売事業所・指導機 関の割合（再掲）	40%	41%		農業経営課
		食品衛生指導員数（再掲）	327人	308人		生活衛生課
		食品衛生監視員数（再掲）	75人	74人		生活衛生課
	食育の推進を通 じた取組	「食育ネットワークさが」 の会員数	282団体	285団体		くらしの 安全安心課
		「健康に食事は大切であ る」と考える児童生徒の割 合〔小学5年生〕	92.2%	92.3%		保健体育課
		「健康に食事は大切であ る」と考える児童生徒の割 合〔中学2年生〕	92.6%	93.1%		保健体育課
		学校給食における県産農 林水産物の利用割合	39.5%	40.7%		保健体育課
	地産地消の推進 を通じた取組	さが食・農・むらサポータ ー登録者数（累計）	6,779人	7,859人		農業経営課